

仕 様 書

当該仕様書は、業務の履行にあたり、札幌市役務契約約款に定めるもののほか、併せて札幌市（以下「委託者」という。）と本業務の委託を受ける者（以下「受託者」という。）との間に必要な事項を定める。

- 1 業務名
平岸霊園ごみ集積所実施設計業務
- 2 業務施行場所（別紙1 位置図参照）
平岸霊園内ごみ集積所（札幌市豊平区平岸5条15丁目）
- 3 業務内容
老朽化したごみ集積所を撤去し、新しくごみ集積所を設置するための実施設計を行う。
 - (1) 実施設計
縦360cm、横500cm、高さ210cm程度のごみ集積所の実実施設計
ア 与条件の整理・現地確認（埋設物・支障物の確認、解体する既存施設の形状や廃材の数量）
イ 改修工法の検討（配置・形状の検討、構造計算）
ウ 実施設計図の作成（コンクリート構造物の構造計算、鉄筋の配筋を詳しく記載した鉄筋加工図を含む）
エ 数量計算、工事費算出
 - (2) 測量
路線測量（現地踏査、線形決定、中心線測量、縦断測量、横断測量）
用地測量（用地現況測量（建物等）、用地平面図作成）
土工数量を算出するための縦断図、横断図の作成
 - (3) 地盤調査
スウェーデン式サウンディング及び原位置試験（4回）
地下10m未満の深さまで、手動でねじ式の調査杭を差し込み、その抵抗値で地耐力（コンクリート構造物を支える地盤の反力）を測定
 - (4) 打ち合わせ協議
(1)から(3)を実施するにあたり、打ち合わせ協議を2回実施すること。
- 4 業務実施期間
令和3年6月7日から令和3年11月30日まで
- 5 従事者要件
業務に従事する技術者は、技術士（建設部門）の資格を有する者とし、直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
- 6 業務着手届
受託者は、業務を着手したときは業務着手届（別紙2）を委託者へ提出しなければならない。
- 7 主任技術者
受託者は、業務履行のため、主任技術者を指名し、業務着手届と同時に、主任技術者指定通知書（別紙3）、経歴書（別紙4）及び直接的かつ恒常的な雇用関係が証明できる書類（保険証等の写し）を提出しなければならない。
- 8 業務日程表
受託者は、業務着手届日までに、業務日程表を委託者へ提出すること。また、何らかの事由

により日程に重要な変更が生じたときも同様とする。

9 納入成果品及び業務完了届

受託者は、当該業務を完了したときは、遅滞なく以下の書類を提出しなければならない。成果品を提出する前に、その内容について業務員と連絡を取ること。

(1) 納入成果品

報告書2部（作業写真、測量成果図、数量計算書、電子データ含む）

ア. 成果図はCADで作成し、成果図面のCADデータフォーマットについてはDWG及びPDFで提出すること。

イ. 数量計算は工事費算出の基礎となるものであり、工事実施に必要となるもの全てについて算出しなければならない。数量計算書の作成については、札幌市土木設計業務共通仕様書によることとする。

(2) 業務完了届（役務一第9号様式）

10 環境負荷の低減

本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

(1) 極力低公害車等、環境に負荷の少ない車両を使用すること。

(2) 環境に負荷の少ない車両を使用すること。

ア 急発進、急加速、空ふかしをせず、エコドライブの推進に努めること。

イ 適正な空気圧、経済速度で走行すること。

ウ 不要な荷物、遊具類を積まないこと。

(3) アイドリングストップを徹底するなど、燃料の節約に努めること。

ア 駐停車する場合には、エンジンを止めること。

イ 必要以上の暖機運転及び冷暖房のためのアイドリングを自粛すること。

ウ 環境保全の観点から、車両の点検・整備を日常的に実施すること。

(4) ごみ減量及びリサイクルに努めること。

ア ごみ分別の徹底を図ること。

イ 廃棄物の適正処理に努めること。

(5) 業務で使用する機器、商品及び材料等については、極力環境に配慮したものをを使用すること。

ア 機器等については、低騒音型のものを使用すること。

イ 環境保全の観点から、点検・整備を日常的に実施すること。

(6) 作業員等の人員輸送については、なるべく公共交通機関の利用に努めること。また、車を使用する場合は、乗り合わせを行い必要最低限にとどめること。

11 植生環境の保全

(1) 当該施設周辺の自生種樹木については、極力保全することに努めること。

(2) 特定外来生物（植物）について

ア 現況把握の際に、特定外来生物（植物）の有無を確認すること。

イ 特定外来生物（植物）の生育が確認された場合は、現況平面図に記載するとともに、その取り扱いについて担当職員と協議すること。

12 諸法規の遵守

受託者は、業務の施行にあたり、建設業法、労働基準法、職業安定法、労働安全衛生法、労働災害補償保険法、公害対策基本法、農薬取締法、道路交通法等の諸法令を遵守し、業務の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の運用は、受託者の負担と責任において行わなければならない。

13 保険

業務委託の期間中は、各種社会保険に加入し、作業の期間中は任意の損害保険に加入しなければならない。また、道路交通法の適用を受ける機械の使用に当たっては、自賠責保険と同額以上の任意保険に加入し業務員の確認を受けなければならない。

14 休日又は夜間における業務

業務実施の都合上、休日又は夜間に業務を必要とする場合は、あらかじめ業務員の承諾を得なければならない。

15 注意事項

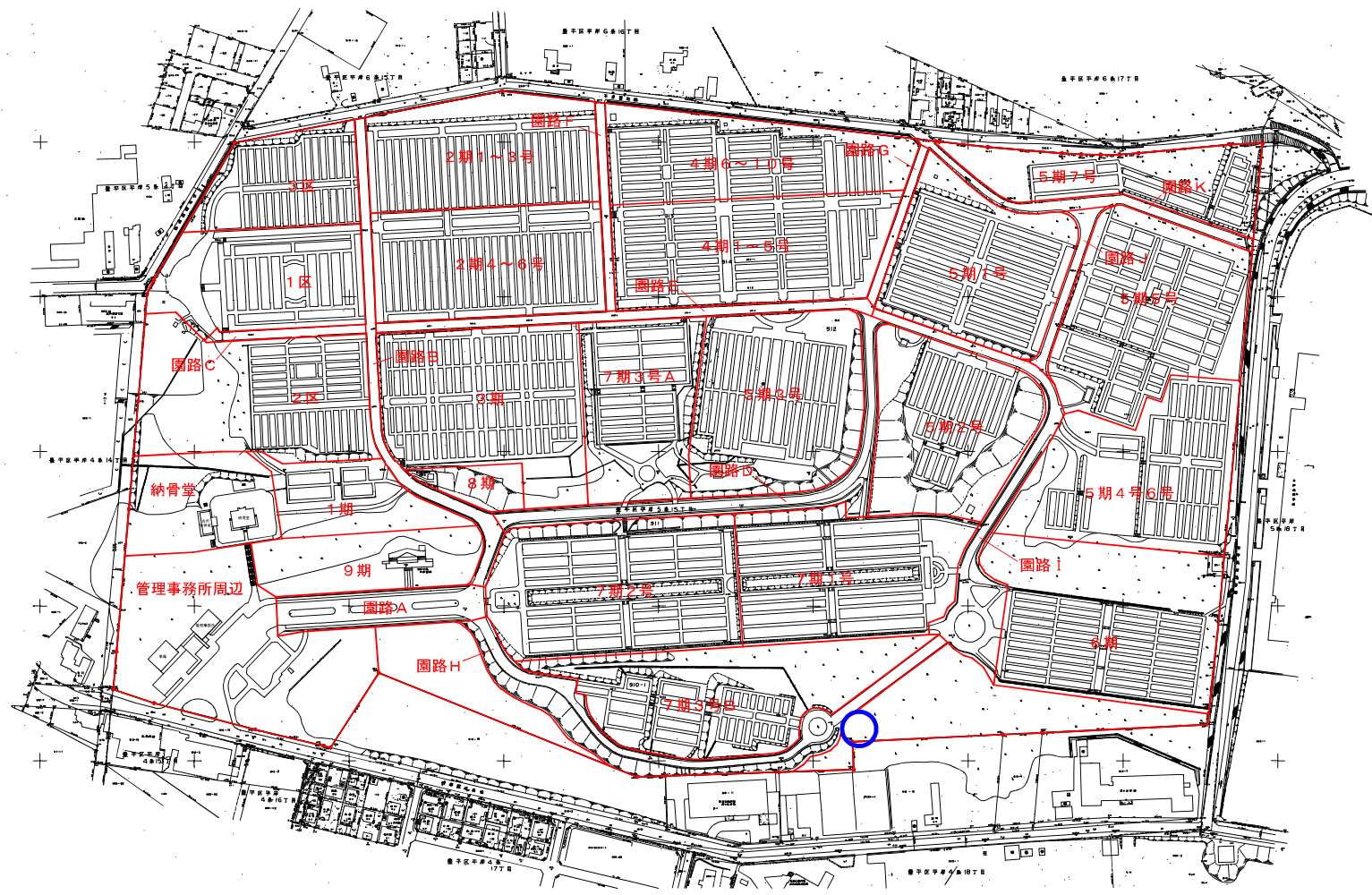
- (1) 作業箇所に隣接する住人等に対し、事前に通知等を行うこと。
- (2) 墓地内外施設及び墓碑等に損害を与えないこと。
- (3) 墓地内施設若しくは墓碑等に損害又は異常がある場合は、適宜報告すること。
- (4) 業務遂行上知り得た秘密については、他人に漏らさないこと。
- (5) 本業務において制作した制作物の著作権等は札幌市に帰属する。また、制作物に関して使用した資料や素材等に著作権が含まれるものは、その一切の使用許可も含めて制作すること。併せて、本業務に係る著作権者人格権を行使しないこと。
- (6) その他事項については、札幌市土木設計業務共通仕様書に基づくこと。

16 協議

前記業務内容に疑義が生じた場合、その他業務上必要な事項は、委託者受託者両者協議の上、これを決定するものとする。

平岸霊園

全体平面図
S1 100A3
札幌市平岸区S5条15丁目



○ ごみ集積所設置予定位置



| 課 長 | 係 長 | 係 |
|-----|-----|---|
| | | |

業 務 着 手 届

年 月 日

(あて先) 札幌市長

受託者 所在地
名 称

印

業務名 _____

上記業務は、 年 月 日着手したのでお届けします。

上記業務を着手したことを認める。

業務員

印

主任技術者指定通知書

| | | |
|---|-------|-----|
| 主任技術者指定通知書 | | |
| 年 月 日 | | |
| (あて先) 札幌市長 | | |
| 受託者 所在地 | | |
| 名 称 | | |
| 印 | | |
| 業務番号 | 業 務 名 | |
| | | |
| 上記業務に係る主任技術者を次のとおり定めたので、別紙経歴書を添えて通知します。 | | |
| 区 分 | 氏 名 | 備 考 |
| 主任技術者 | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

- ・ 技術者の配置については仕様書を参照し適正に行うこと。
- ・ 請負業者と直接的かつ恒常的な雇用関係を確認できる書類（健康保険証の写し等）を添付すること。
- ・ 提出部数 1 部
- ・ 提出先 業務員
- ・ 提出期限 着手届と同時に

主任技術者の経歴書

| 主任技術者経歴書 | | | |
|----------------|-----------|----------|--------------|
| 現住所 | | | |
| 氏名 | | 生年月日 | 昭和・平成 年 月 日生 |
| 最終学歴 | 卒業年月 | 学校名 | 専攻科目 |
| | 昭和・平成 年 月 | | |
| 職歴 | 昭和・平成 年 月 | 入社 | |
| | 昭和・平成 年 月 | 入社 | |
| 技術資格 | 昭和・平成 年 月 | 取得No. | |
| | 昭和・平成 年 月 | 取得No. | |
| 主要業務経歴 | 業務名 | 受託金額(千円) | 業務期間 |
| | | | 年 月～ 年 月 |
| | | | 年 月～ 年 月 |
| | | | 年 月～ 年 月 |
| | | | 年 月～ 年 月 |
| 上記のとおり相違ありません。 | | | |
| 年 月 日 | | | |
| 氏名 | | | 印 |

- 最終学歴は、小学校、中学校、高等学校、短期大学、大学又は高等専門学校
のいずれかを記入し、専修学校、各種学校は記載しないこと。